

令和元年度

山鹿植木広域行政事務組合

概 要

山鹿植木広域行政事務組合

目 次

I 圏域の概要

- 1. 圏域の位置及び自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 圏域の人口世帯数及び面積・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 構成市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 組合概要

- 1. 広域行政の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 組合の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 組合規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III 組合財政及び事業実績

- 1. 平成 31 年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2. 平成 30 年度事業実績・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

位置及び自然条件

本圏域は、熊本県の北部に位置し、東は菊池市及び合志市、北は福岡県、西は玉名郡と接し、南は熊本市北区の植木地域までを含んでいます。

総面積は、365.48 km²で、これは、熊本県の総面積の4.9%に相当し、人口は平成27年度の国勢調査では、81,442人で、熊本県の総人口の約4.56%を占めています。

主要道路は、中心部を国道3号が南北に縦走し、九州縦貫高速道、国道208号は南部を横断しており、植木インターチェンジが設置されています。

圏域の北部、西部は山岳地帯で八方ヶ岳1,052mを最高に大小の山が連なり、東部から南部にかけて鹿本盆地が展開し菊池平野の一部を形成しています。

菊池川中流の平坦低地と菊池洪積大地に連なる植木台地に大別されます。

主な河川は、源を阿蘇外輪に発し、有明海に注ぐ1級河川菊池川が圏域の中央を貫流し、これに北部の山岳に源を発する岩野川、内田川、木野川、吉田川等、また南部台地から合志川、千田川、岩原川等が合流して鹿本平野を潤しています。

人口・世帯数及び面積

H31.3 月末住基台帳

区分 構成市	人 口 (人)	世 帯 数 (戸)	面 積 (k m ²)
山 鹿 市	52,008	21,853	299.67
植 木 町 (熊本市北区)	29,201	12,145	65.81
計	81,209	33,998	365.48

人口の推移

国勢調査

区分 構成市	人 口 (人)			増 減 率 (%)		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	22/17	27/22	27/17
山 鹿 市	57,726	55,391	52,264	△4.04	△5.65	△9.46
植 木 町 (熊本市北区)	30,772	29,887	29,178	△2.88	△2.37	△5.18
計	88,498	85,278	81,442	△3.64	△4.50	△7.97

・出典（総務省統計局「平成27年国勢調査結果」）総務省統計局ホームページより抜粋

山 鹿 市

■山鹿市役所

〒861-0592山鹿市山鹿987-3

総務課

TEL0968-43-1117

FAX0968-44-0373

- 面積 299.67km²
- 人口 52,264人 (H27国勢調査)
- 市の花 ツツジ
- 市の木 きんもくせい
- 市の鳥 うぐいす

◆沿革

平成17年1市4町が合併(山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町)

◆文化財

<国指定重要文化財>

(建造物) 八千代座

(史跡) チブサン古墳・オブサン古墳

鍋田横穴群・弁慶が穴古墳

方保田東原遺跡、鞠智城跡、

岩原古墳群

(天然記念物)

菊池川のチスジノリ発祥地

アイラトビカズラ

◆特産品

スイカ、メロン、茶、タケノコ、アヤスギ、栗、菊、アスパラ、椎茸、ハーブ、ヘチマ、イチゴ、ハウスキンカン、梨、山鹿和牛、手作りみそ、スイカのみそ漬け、山鹿灯籠、押し花工芸品、来民渋うちわ、木工品

菊池川流域に広がる豊かな田園地帯を持つ本市は、熊本県の北部に位置し、北は福岡県・大分県、東は菊池市、南は熊本市や玉東町、西は和水町にそれぞれ境を接しています。

本市の北部は緑豊かな山林に覆われ、ここに源をなす岩野川、上内田川などの河川が菊池川に注ぎ、本市中央部を東から西へ貫流しています。本市の南部は菊池川流域を中心とした平坦地で、田園地帯が広がり、その中心部に市街地をなし、幹線道路網が放射線状に発達しています。本市を縦断する国道3号線と東西に延びる国道325号、443号線などの結節点となる山鹿市街地は、地域交通のアクセス拠点となっています。

気候は温暖であり、肥沃な土地に恵まれた豊かな自然と、歴史・伝統に育まれた文化の薫り高い地域です。

本市の総面積は、299.67km²(東西21.5km、南北26.7km)で、県全体の4.9%を占めています。

土地利用の状況は、農用地の割合が県全体の構成比より高く、市北部では森林の割合が高くなっています。



山鹿市章

植木町（熊本市北区）

■熊本市北区役所

〒861-0195熊本市北区植木町岩野238-1

TEL096-272-1111

FAX096-272-6912

- 面積 65.81km
- 人口 29,178人（H27国勢調査）
- 市の花 肥後ツバキ
- 市の木 イチョウ
- 市の鳥 シジュウカラ

熊本県の西北部、熊本市の中心から北へ12km、古くから交通の要衝として発展しました。現在もJR鹿児島本線の植木・田原坂の2駅と九州自動車道植木ICがあるほか、国道3号線、208号線も走り、県北の玄関口としての役割を担っています。

豊かな自然に恵まれ、東西8km、南北15km、総面積65.81平方キロメートルで人口約3万人、熊本市のベッドタウン的要素を持つ都市近郊型の町です。

第一産業から第三次産業までの就業人口や生産額はほぼ均衡がとれ、商業、工業も活気があり、町の基幹産業として農業も野菜、米の生産やスイカ・メロンなどの施設園芸や畜産も盛んです。

◆沿革

昭和30年 1町6村が合併

（植木町、山東村、桜井村、菱形村、
田原村、山本村、吉松村）

昭和44年 田底村を編入

昭和59年 鹿央町の一部と境界変更

平成22年 熊本市に編入合併

平成24年 熊本市の政令指定都市移行に伴い行政区
を設置

◆文化財

〈県指定文化財等〉

滋恩寺経塚古墳、七本官軍墓地

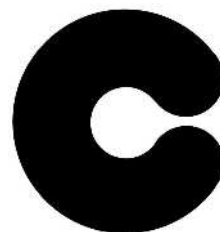
木造及び銅像懸仏一括及び木造獅子頭一頭

円台寺磨崖仏群、滴水のイチョウ

円台寺石造笠塔婆、船底五輪塔付板碑

◆特産品

スイカ、メロン、ハウスミカン、養豚など

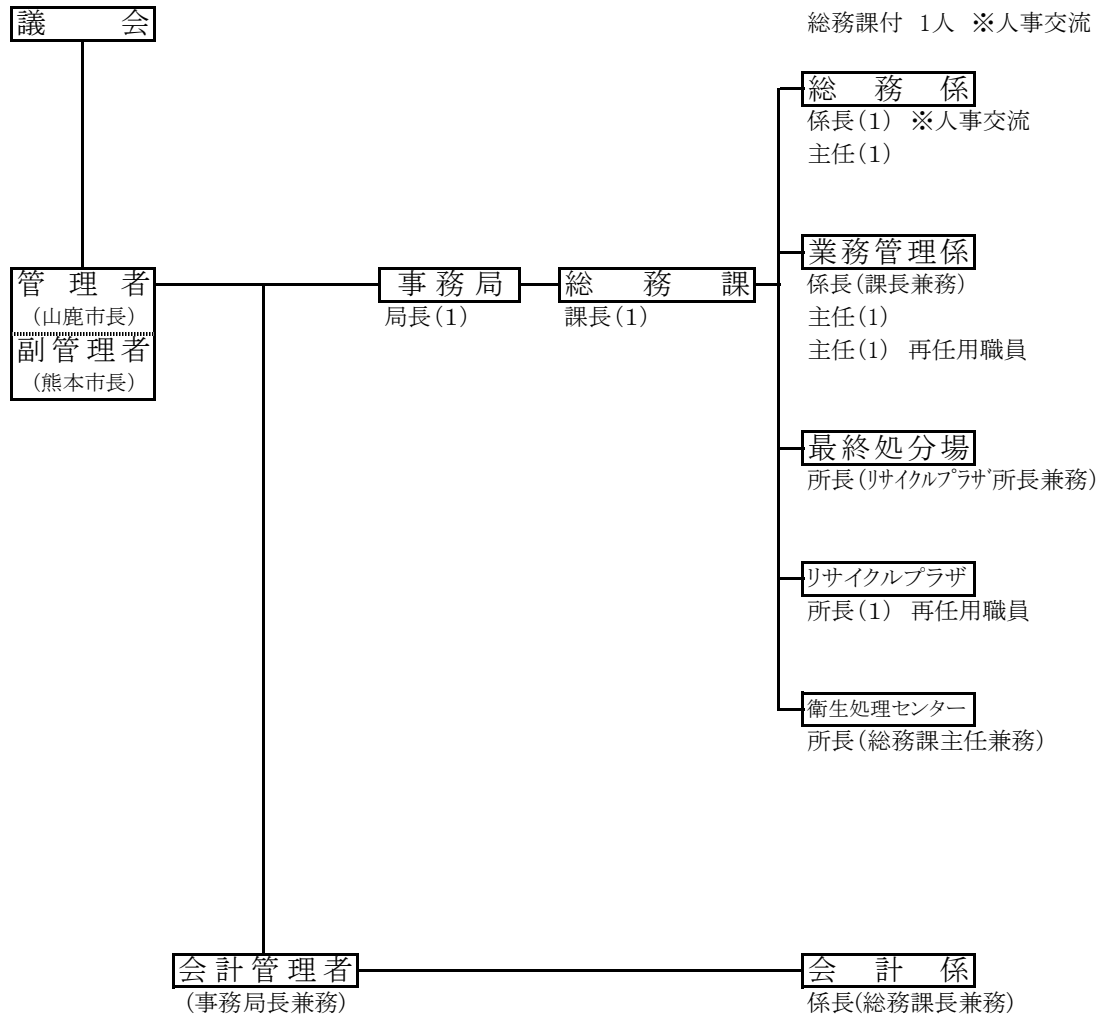


熊本市章

山鹿植木広域行政事務組合の歩み

昭和 46 年	4 月	山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町・植木町の1市5町を以って広域市町村圏協議会を設立。同年度に広域市町村圏を設定(山鹿市役所内)
昭和 47 年	4 月	山鹿鹿本広域行政事務組合を設置(ごみ処理事務)
昭和 48 年	4 月	消防事務の追加(規約変更)
	〃	広域消防本部(署)を元山鹿市消防本部内に設置、業務開始
	6 月	消防植木分署仮庁舎にて業務開始
	11 月	清掃センター新築落成 25t/8H×2基
昭和 49 年	4 月	消防本部(署)、植木分署庁舎新築完成
	11 月	消防東分駐所、鹿北出張所、鹿央出張所新築完成、業務開始
昭和 50 年	3 月	火葬事務の追加(規約変更) ※植木町を除く(複合の一部事務組合)
	〃	理事会制の導入
	〃	広域市町村圏協議会解散
	11 月	広域市町村圏計画策定事務の追加(規約変更)
昭和 51 年	4 月	事務局を消防本部庁舎内に移転
昭和 53 年	1 月	薄尾斎場新築完成 火葬炉3基 汚物炉1基
	7 月	職員研修事務の追加(規約変更)
	11 月	し尿処理事務の追加(規約変更)
昭和 55 年	3 月	山鹿衛生処理センター完成 50k1/日
	4 月	鹿本郡衛生施設組合を吸収合併(植木衛生処理センター)36kl/日
昭和 60 年	3 月	埋立処分場完成 埋立容量217,100m ³
昭和 61 年	4 月	消防鹿北出張所庁舎増築完成
昭和 62 年	1 月	植木衛生処理センター閉所
	10 月	消防鹿央出張所移転新築完成
昭和 63 年	12 月	消防訓練塔完成
平成 2 年	12 月	ふるさと市町村圏の指定を受ける
平成 3 年	2 月	ふるさと市町村圏事務の追加(規約変更)
平成 4 年	3 月	クリーンセンター完成 40t/16H×2基
平成 7 年	4 月	消防鹿央出張所閉所
平成 8 年	3 月	薄尾斎場新築完成 火葬炉(大型)4基
平成 12 年	3 月	第二期埋立処分場完成 埋立容量242,020m ³
	〃	山鹿衛生処理センター基幹改良工事完了
	4 月	山鹿衛生処理センター能力変更(50k1/日 → 92k1/日)
平成 13 年	3 月	植木消防庁舎新築完成
平成 14 年	3 月	山鹿衛生処理センター改良工事完了
	12 月	クリーンセンター能力変更(40t/16H×2基 → 60t/24H×2基)
平成 15 年	3 月	リサイクルプラザ新築完成 30t/日
	3 月	クリーンセンター/ダイオキシン対策工事完了
平成 16 年	4 月	火薬類取締法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の追加(規約変更)
平成 17 年	1 月	構成市町(山鹿市外4町)の合併により山鹿植木広域行政事務組合に名称変更(規約変更)
	〃	火葬事務の廃止(山鹿市へ事務移管)及び職員研修事務の廃止(規約変更)
	〃	理事会制を廃止し、管理者を置く(規約変更)
平成 19 年	4 月	地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を置く(規約変更)
平成 19 年	8 月	山鹿植木広域消防本部・山鹿消防署庁舎新築移転
	〃	高機能消防指令システム(Ⅱ型)導入
平成 22 年	3 月	植木町の熊本市編入合併に伴い、熊本市の加入(規約変更)
	〃	広域市町村圏計画策定事務の廃止及びふるさと市町村圏事務の廃止(規約変更)
		※山鹿鹿本広域市町村圏の廃止
平成 23 年	4 月	ごみ・し尿処理事務の経費の支弁の方法を「処理量割」に変更(規約変更)
平成 24 年	4 月	熊本市が政令指定都市に移行(熊本市北区植木町となる)
平成 26 年	9 月	熊本市北区植木町と菊池市との一部境界変更(規約変更)
平成 27 年	3 月	消防事務の廃止及び火薬類取締法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の廃止(規約変更)
平成 31 年	3 月	クリーンセンター閉所

——山鹿植木広域行政事務組合の組織(平成31年4月1日)——



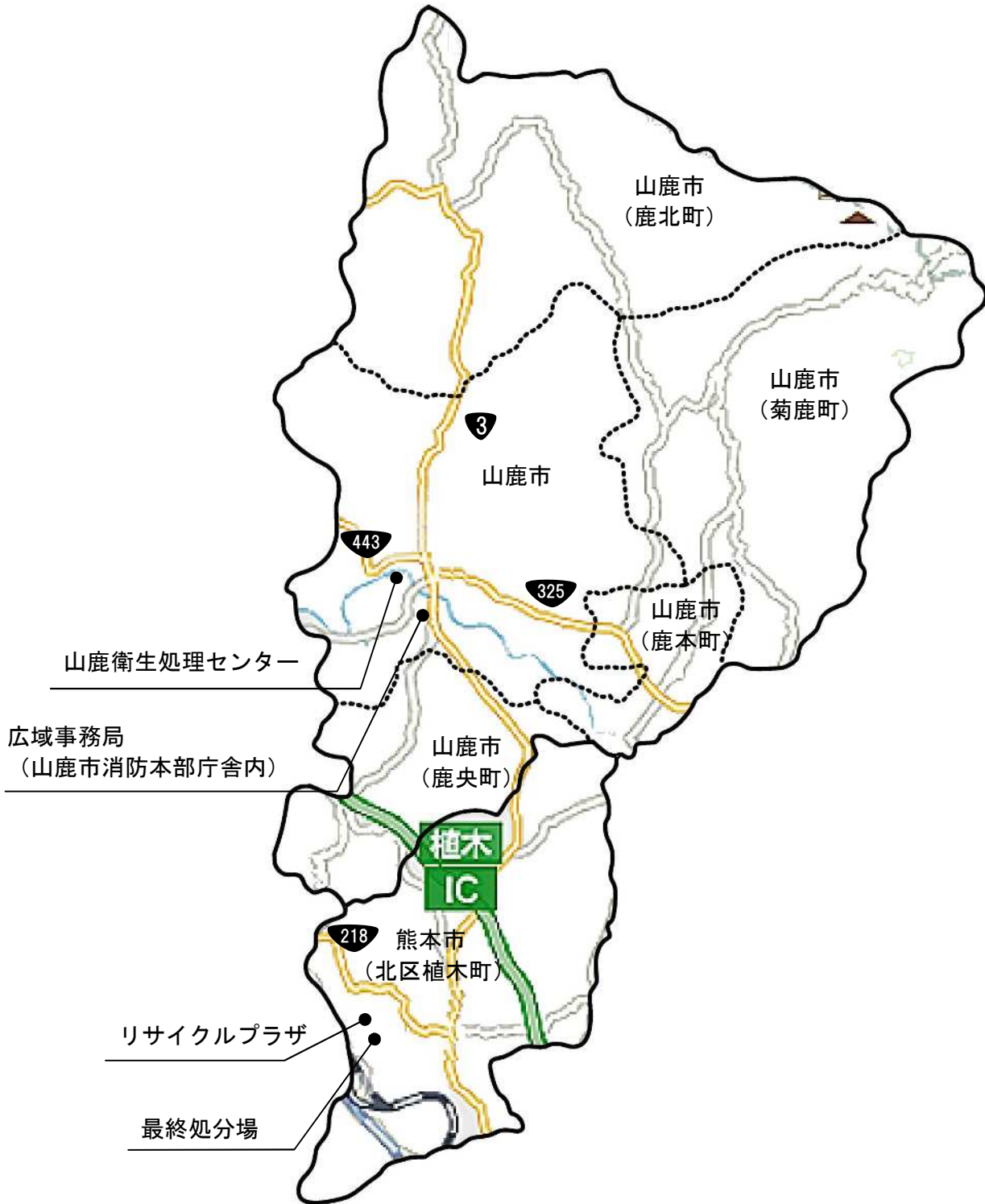
議会	議員定数 10名
山鹿市	6名
熊本市	4名

監査	委員定数 2名
----	---------

公平委員会	熊本県に委託
-------	--------

	職員定数	職員実数
事務局	8名	7名 (再任用2)

施設配置図



○山鹿植木広域行政事務組合格約

〔昭和 50 年 3 月 29 日
熊本県指令地第 218 号〕

改正	昭和 50 年 11 月 19 日熊本県指令地	第 47 号	昭和 51 年 10 月 29 日熊本県指令地	第 38 号
	昭和 53 年 7 月 5 日熊本県指令地	第 12 号	昭和 53 年 11 月 14 日熊本県指令地	第 24 号
	昭和 55 年 4 月 1 日熊本県指令地	第 1 号	平成 3 年 2 月 6 日熊本県指令地	第 25 号
	平成 16 年 2 月 9 日熊本県指令市町村	第 32 号	平成 16 年 12 月 14 日熊本県指令市町村	第 30 号
	平成 17 年 1 月 5 日熊本県指令市町村	第 36 号	平成 19 年 3 月 30 日熊本県指令市町村	第 45 号
	平成 19 年 8 月 21 日山広	第 297 号	平成 22 年 1 月 14 日熊本県指令市町村	第 20 号
	平成 22 年 1 月 28 日熊本県指令市町村	第 22 号	平成 23 年 1 月 4 日山広	第 462 号
	平成 26 年 8 月 26 日熊本県指令市町村行	第 3 号	平成 26 年 11 月 14 日熊本県指令市町村行	第 5 号

山鹿鹿本広域行政事務組合格約（昭和 47 年 4 月 19 日熊本県指令地第 3 号）の全部を次のように改正する。

（組合の設置及び名称）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定に基づき、山鹿植木広域行政事務組合（以下「組合」という。）を設置する。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、山鹿市及び熊本市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、熊本市については合併前の植木町の区域（境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除き、境界変更によって他の市町村から熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。）に係る事務に限る。

- (1) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、山鹿市南島 1270 番地 1 に置く。

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第 5 条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10 人とし、関係市の定数は、山鹿市 6 人、熊本市 4 人とする。

2 前項の組合議員は、関係市の議会議員のうちから当該市の議会においてこれを選挙する。

（議員の任期等）

第 6 条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員として在任する期間とする。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市は直ちに補充しなければならない。

(管理者及び副管理者)

第 7 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 1 人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市の長として在任する期間とする。
- 4 管理者は、組合を統括し、これを代表する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

第 8 条 組合に会計管理者 1 人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。

(職員)

第 9 条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第 10 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員として在任する期間とし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。ただし、関係市の監査委員のうちから選任された者にあつては当該市の監査委員として在任する期間とする。

(経費の支弁の方法)

第 11 条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、関係市の負担金、地方債及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、熊本県知事の許可が昭和50年4月2日以降となったときは、その許可のあった日から施行する。

附 則(昭和50年11月19日熊本県指令地第47号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和51年10月29日熊本県指令地第38号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和53年7月5日熊本県指令地第12号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和53年11月14日熊本県指令地第24号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日熊本県指令地第1号)

- 1 この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。
- 2 組合は、昭和55年3月31日をもって解散する鹿本郡衛生施設組合のし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務(収集運搬に関する事務及び北部町に係る事務を除く。)を承継する。
- 3 組合が、鹿本郡衛生施設組合より承継した財産(以下「承継財産」という。)を処分する等の必要が生じた場合は、北部町と協議する。
- 4 承継財産を処分する場合において、旧鹿本郡衛生施設組合構成団体(以下「旧構成団体」という。)は、次の割合による処分益の配分を受ける。

鹿北町 11.0% 菊鹿町 15.3% 鹿本町 14.5%

鹿央町 10.1% 植木町 34.4% 北部町 14.7%

附 則(平成3年2月6日熊本県指令地第25号)

この規約は、熊本県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成16年2月9日熊本県指令市町村第32号)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月14日熊本県指令市町村第30号)

この規約は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成17年1月5日熊本県指令市町村第36号)

この規約は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成19年3月30日熊本県指令市町村第45号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月21日山広第297号届出）

この規約は、平成19年8月21日から施行する。

附 則（平成22年1月14日熊本県指令市町村第20号）

この規約は、平成22年3月19日から施行する。

附 則（平成22年1月28日熊本県指令市町村第22号）

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年1月4日山広第462号届出）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月26日熊本県指令市町村行第3号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定に基づく熊本市と菊池市との境界変更に関する総務大臣の告示の効力発生の日から施行する。

附 則（平成26年11月14日熊本県指令市町村行第5号）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

第 1 編総規(山鹿植木広域行政事務組合理約)

別表(第 11 条関係)

経費の種類	負担金の基準
ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 100%
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 100%
一般管理事務に要する経費	人口割 100%
その他の経費	その都度、関係市の協議の上、管理者が定めることができる。

備考 人口及び処理量については関係市の協議の上、管理者が定める。ただし、熊本市については、合併前の植木町の区域に係るものに限る。

組合財政及び事業実績

平成31年度一般会計（当初）

歳 入

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	340,402	412,011	△71,609
2 使用料及び手数料	106	65,119	△65,013
3 財産収入	131	200	△69
4 繰越金	9,582	14,472	△4,890
5 諸収入	46,348	38,078	8,270
6 組合債	4,000	0	4,000
歳 入 合 計	400,569	529,880	△129,311

歳 出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	550	1,673	△1,123				550
2 総務費	71,066	61,721	9,345			31	71,035
3 衛生費	320,812	455,845	△135,033		4,000	40,250	276,562
4 公債費	641	641	0				641
5 予備費	7,500	10,000	△2,500				7,500
歳出合計	400,569	529,880	△129,311		4,000	40,281	356,288

構成市負担金

（単位：千円）

構成市	一般管理費	埋立処分場 維持管理費	リサイクルプラザ 維持管理費	山鹿し尿処理 施設維持管理費	清掃施設 閉鎖・解体費	合 計
山鹿市	41,891	30,553	34,597	30,912	25,891	163,844
熊本市	23,390	32,307 (608)	27,752	79,332	13,777	176,558 (608)
合 計	65,281	62,860 (608)	62,349	110,244	39,668	340,402 (608)

下段（ ）内はうち交付税額

基金運用状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

基金名	内 訳	基金残高	備 考
一般廃棄物処理 施設建設等基金	クリーンセンター	143,445 千円	熊本第一信用金庫 大口定期 1 年 利率 0.046%
	最 終 処 分 場	46,661 千円	
	リサイクルプラザ	77,716 千円	
	山鹿衛生処理センター	58,654 千円	
合 計		326,476 千円	

公債費残高状況

平成 30 年度末現在

借入額 (円)	償還残高 (円)	完済予定日	備 考
3,200,000	1,920,000	H34.3.25	

可燃物処理業務

施設名	クリーンセンター
所在地	山鹿市鹿央町合里1634番地
電話番号	0968-36-2111
敷地面積	13,926.21m ²
建設年度	平成2～3年度
供用開始	平成4年4月
処理能力	120t/24h(60t/24h×2基)
配置職員	再任用職員1名、委託職員16名

処理実績

平成30年度

	年間	最高搬入月 (5月)	最低搬入月 (2月)
処理量(t)	20,294	1,947	978
搬入日数(日)	254	21	20
1日当たり搬入量(t)	79.9	92.7	48.9
焼却灰量(t)	2,697	271	120

処理経費

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	対前年度比 増減額
人件費		4,671	9,306	△4,635
物件費		168,406	167,952	454
維持補修費		1,064	29,991	△28,927
その他		16,129	23,665	△7,536
計		190,270	230,914	△40,644
公債費		0	0	0
合計		190,270	230,914	△40,644

可燃物処理の推移

(単位：t)

年度 構成市	年 度 別			比 較 増 減		
	28年度	29年度	30年度	H28→H29	H29→H30	H28→H30
山鹿市	11,820	12,117	11,355	297	△762	△465
植木町 (熊本市北区)	7,737	7,837	7,952	100	115	215
小 計	※ ¹ 19,557	※ ² 19,954	19,307	397	△647	△250
組 合	1,087	1,104	932	17	△172	△155
合 計	20,644	21,058	20,239	414	△819	△405
熊本地震 (管外分)	2,130	745	55	△1,385	△690	△2,075
総 計	22,774	21,803	20,294	△971	△1,509	△2,480

※¹ 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ151tを含む。

※² 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ113tを含む。

30年度中

()内は前年度

1t当たり処理経費 9,376円 (10,591円)

不燃物処理業務

施設名	最終処分場
所在地	熊本市北区植木町轟2582-6
電話番号	096-272-6339
敷地面積	93,038.00m ²
建設年度	平成9～11年度
供用開始	平成12年4月
処理能力	埋立面積 23,280m ² 埋立容量 242,020m ³ 埋立方法 サンドイッチ方式
配置職員	(リサイクルプラザ所長兼務)、委託職員2名

処理実績

平成30年度

	年間	最高搬入月 (10月)	最低搬入月 (1月)
処理量(t)	3,513	385	233
搬入日数(日)	299	28	23
1日当たり搬入量(t)	11.7	13.8	10.1
覆土量(m ³)	593	75	105
水処理施設 脱水汚泥(t)	10	0.9	0.8

処理経費

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	対前年度比 増減額
人件費		0	0	0
物件費		30,887	32,581	△1,694
維持補修費		7,452	66,085	△58,633
その他		22,026	22,287	△261
計		60,365	120,953	△60,588
公債費		640	640	0
合計		61,005	121,593	△60,588

不燃物処理の推移

(単位: t)

年度 構成市	年 度 別			比 較 増 減		
	28年度	29年度	30年度	H28→H29	H29→H30	H28→H30
山鹿市	356	283	445	△73	162	89
植木町 (熊本市北区)	2,421	1,878	326	△543	△1,552	△2,095
小 計	※1 2,777	※2 2,161	771	△616	△1,390	△2,006
組 合	2,771	2,849	2,734	78	△115	△37
合 計	5,548	5,010	3,505	△538	△1,505	△2,043
熊本地震・緊急処分 (管外分)	※3 286	※3 99	※3 8	△187	△91	△278
総 計	5,834	5,109	3,513	△725	△1,596	△2,321

※1 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ2,125tを含む。

※2 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ1,360tを含む。

※3 焼却灰の管外ごみ相当分等。

残余容量 125,454 m³ (H31.3.20 計測)

排水処理施設

処理方法：カルシウム凝集沈殿＋回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋減菌＋放流

処理能力：130kl/日

30年度中

1 t 当たり処理経費 17,365円 ()内は前年度
(23,800円)

リサイクル処理業務

施設名	リサイクルプラザ												
所在地	熊本市北区植木町轟2582-4												
電話番号	096-272-6339												
敷地面積	14,515.98 m ²												
建設年度	平成13～14年度												
供用開始	平成15年4月												
処理能力	30 t/日												
	<table border="0" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td>不燃・粗大ごみ</td> <td>16 t</td> <td>ペットボトル</td> <td>1 t</td> </tr> <tr> <td>かん類</td> <td>5 t</td> <td>その他プラスチック</td> <td>1 t</td> </tr> <tr> <td>びん類</td> <td>7 t</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	不燃・粗大ごみ	16 t	ペットボトル	1 t	かん類	5 t	その他プラスチック	1 t	びん類	7 t		
不燃・粗大ごみ	16 t	ペットボトル	1 t										
かん類	5 t	その他プラスチック	1 t										
びん類	7 t												
配置職員	再任用職員1名、委託職員14名												

処理実績

平成30年度

	年 間	最高搬入月 (12月)	最低搬入月 (2月)
処 理 量 (t)	2,649	253	201
搬 入 日 数 (日)	244	20	19
1日当たり搬入量 (t)	10.9	12.7	10.6
可燃物残渣 (t)	127	12	11
不燃物残渣 (t)	44	4	4

処理経費

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	対前年度比 増減額
人 件 費		4,688	8,404	△3,716
物 件 費		91,724	91,110	614
維持補修費		7,575	12,701	△5,126
そ の 他		20,748	24,080	△3,332
計		124,735	136,295	△11,560
公 債 費		0	99,843	△99,843
合 計		124,735	236,138	△111,403

資源物

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	対前年度比 増減額
有価物売却益		46,742	50,053	△3,311
再資源化委託料		3,773	3,443	330

※再資源化委託料には、蛍光管・乾電池分を含む。

リサイクル処理の推移

資源物搬入量

(単位：t)

年度 構成市	年 度 別			比 較 増 減		
	28年度	29年度	30年度	H28→H29	H29→H30	H28→H30
山鹿市	1,465	1,443	1,474	△22	31	9
植木町 (熊本市北区)	1,234	1,182	1,175	△52	△7	△59
計	※1 2,699	※2 2,625	2,649	△74	24	△50

(資源物=かん類、びん類、プラスチック類、不燃ごみ、粗大ごみ、その他資源物、廃乾電池、廃蛍光管、り災ごみ)

※1 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ13tを含む。

※2 熊本地震に伴う、管内の災害ごみ9tを含む。

資源物搬出量

1段目は搬出量(単位：t) 2段目()内は売却額(単位：千円)

3段目【 】内は再資源化委託料(単位：千円) 消費税込

年度 種類	年 度 別			比 較 増 減		
	28年度	29年度	30年度	H28→H29	H29→H30	H28→H30
かん類 (アルミ缶・スチール缶)	131 (8,486)	120 (10,401)	118 (10,291)	△11 (1,915)	△2 (△110)	△13 (1,805)
びん類 (透明・茶色・生き・その他)	475 (672) 【64】	472 (651) 【65】	446 (604) 【76】	△3 (△21) 【1】	△26 (△47) 【11】	△29 (△68) 【12】
プラスチック類 (ペットボトル・トレイ・その他プラ)	459 (5,182) 【143】	455 (6,434) 【143】	467 (5,807) 【155】	△4 (1,252) 【0】	12 (△627) 【12】	8 (625) 【12】
紙類 (紙バック・新聞・雑誌・段ボール)	978 (23,294)	933 (24,619)	895 (21,125)	△45 (1,325)	△38 (△3,494)	△83 (△2,169)
古布	99 (358)	98 (318)	96 (274)	△1 (△40)	△2 (△44)	△3 (△84)
その他 (破碎鉄・破碎アルミ・鉄くず、他)	377 (5,488)	368 (7,630)	418 (8,641)	△9 (2,142)	50 (1,011)	41 (3,153)
蛍光管 乾電池	35 【3,264】	33 【3,235】	36 【3,542】	△2 【△29】	3 【307】	1 【278】
計	2,554 (43,480) 【3,471】	2,479 (50,053) 【3,443】	2,476 (46,742) 【3,773】	△75 (6,573) 【△28】	△3 (△3,311) 【330】	△78 (3,262) 【302】

し尿処理業務

施設名	山鹿衛生処理センター
所在地	山鹿市山鹿2055番地
電話番号	0968-43-1195
敷地面積	4,504.31m ²
建設年度	昭和53～54年度（平成11年度基幹改良）
供用開始	昭和55年4月
処理能力	92kl / 日
配置職員	（総務課主任兼務）、委託職員4名

処理実績

平成30年度

	年間	最高搬入月 (3月)	最低搬入月 (9月)
処理量 (kl)	24,136	2,474	1,784
搬入日数 (日)	265	22	20
1日当たり搬入量 (kl)	91.1	112.5	89.2
脱水汚泥 (t)	876	86	71
し 渣 (t)	16	2	1

処理経費

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	対前年度比 増減額
人件費		0	0	0
物件費		54,272	56,027	△1,755
維持補修費		40,934	67,851	△26,917
その他		4,974	8,459	△3,485
計		100,180	132,337	△32,157
公債費		0	0	0
合計		100,180	132,337	△32,157

し尿処理の推移

(単位 : kl)

年度 構成市	年 度 別			比 較 増 減		
	28年度	29年度	30年度	H28→H29	H29→H30	H28→H30
山鹿市	6,814	6,662	6,966	△152	304	152
植木町 (熊本市北区)	18,419	18,195	17,170	△224	△1,025	△1,249
計	25,233	24,857	24,136	△376	△721	△1,097

30年度中

()内は前年度

1kl当たり処理経費

4,151円

(5,324円)